

健康保険証有効期限到来後の医療機関等のかかり方

7月31日以降、保険証の有効期限が順次、到来します。

有効期限が切れた後は、**マイナ保険証**または**資格確認書**を使って医療機関等を受診してください。

マイナ保険証の利用を希望する方	利用登録済みの場合▶そのまま医療機関等でご利用ください 未登録の場合▶医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録し、ご利用ください（マイナポータルなどでも登録することができます）
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書をご利用ください ※保険証の有効期限に合わせて、加入する保険者から資格確認書が交付されます。
マイナ保険証の利用が困難な方	高齢の方や障害のある方など、マイナ保険証での受診が困難な方は、加入する保険者への申請により資格確認書が交付されます

※国民健康保険加入の方にはマイナ保険証の保有状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、後期高齢者医療制度加入の方には全員に「資格確認書」を7月中に送付します。

マイナ保険証のメリット

- 過去の調剤・診療データに基づくより良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額な支払いが不要になる
- 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院での治療に活用される

問／国民健康保険・後期高齢者医療に関すること 健康増進課（☎23-0809）

※国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の方は、加入する保険者にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、本人からの申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

◆免除（全部・一部）制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が免除（全額、4分の3、半額または4分の1）になります。

◆納付猶予制度

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

令和7年度分申請開始／7月1日(火)

※令和7年度分は、7月分から令和8年6月分までが対象です。

※過去の期間分は、2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

必要書類／①国民年金保険料免除・納付猶予申請書、②基礎年金番号通知書または年金手帳（氏名の記載ページ）の写し、③本人・配偶者・世帯主のいずれかの失業を理由とした申請の場合は「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」の写し、④身分証明書

※郵送の場合は、①を日本年金機構ホームページからダウンロードして記入し提出。

申請方法／仙台南年金事務所または健康増進課に郵送または直接申請。マイナポータルからの申請も可能。

申請・問／仙台南年金事務所（〒982-8531 仙台市太白区長町南1-3-1、☎022-246-5111）・健康増進課（☎23-0809）



▲日本年金機構
ホームページ



▲マイナポータル
からの申請は
こちら

各種保険料（税）のお知らせ

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度は、病気やけがをした場合や介護が必要になった場合に安心して医療や介護サービスを受けることができるよう、被保険者（加入者）が普段から保険料（税）を納め、医療や介護サービスにかかる費用の負担を支え合う、助け合いの制度です。必ず納期限内に納めていただき、健全な運営にご協力をお願いします。



国民健康保険税

世帯を単位として被保険者数と所得金額を基に計算します。
40歳以上65歳未満の加入者は介護納付金分を合算します。

	計算方法	医療 給付費分	後期 支援金分	介護 納付金分
所得割額	(前年中の所得－最大43万円) × 税率	7.03%	2.81%	2.44%
均等割額	被保険者数 × 金額	27,000円	10,500円	10,900円
平等割額	1世帯当たり	18,000円	6,900円	5,500円

※勤務先の健康保険を脱退・加入した場合は、速やかに健康増進課で国民健康保険加入・脱退の届け出を行ってください。

後期高齢者医療保険料

県後期高齢者医療広域連合で次の方法により被保険者ごとに決まります。

	計算方法
所得割額	(前年の所得－最大43万円) × 9.28%
均等割額	1人当たり47,400円

介護保険料

所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人の所得や市民税課税状況、世帯の市民税課税状況に応じて個人ごとに決まります。

所得段階	対象者			年間保険料
第1段階	本人が市民税非課税	非課税世帯	・生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者の方 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	22,200円
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超え120万円以下の方	37,800円
第3段階			第1段階・第2段階に該当しない方	53,400円
第4段階		課税世帯	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	70,200円
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える方	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で 本人の前年の合計所得金額が		120万円未満の方	93,700円
第7段階			120万円以上210万円未満の方	101,500円
第8段階			210万円以上320万円未満の方	117,100円
第9段階			320万円以上420万円未満の方	132,700円
第10段階			420万円以上520万円未満の方	148,300円
第11段階			520万円以上620万円未満の方	163,900円
第12段階			620万円以上720万円未満の方	179,500円
第13段階			720万円以上の方	187,400円

問／市民・税務課（☎23-0291）